

○ 離島等サービス確保対策事業について

本事業は、介護保険サービスの確保が困難な離島や山間等の過疎地域において、当該地域の特性に応じた施策を実施することにより、介護保険サービス提供体制の充実に資することを目的として実施しているところである。

本事業は、離島等を対象として、事例としてお示ししている対策検討委員会の運営等に限らず、サービスの確保においては、さまざまな検討方法が考えられるので、本事業の対象と思われる事業案やご要望等があつて、判断に迷われる場合、積極的に当課までご相談いただき、離島等における介護サービス供給体制の確保にご活用願いたい。

対象地域（「厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準」（平成11年3月31日厚生省告示99号））

- ・ 離島振興法第2条第1項の規程により指定された離島振興対策実施地域
- ・ 奄美群島振興開発特別措置法第1条に規定する奄美群島
- ・ 山村振興法第7条第1項の規定により指定された振興山村
- ・ 小笠原諸島振興開発特別措置法第2条第1項に規定する小笠原諸島
- ・ 沖縄振興特別措置法第3条第3号に規定する離島
- ・ 厚生労働大臣が定める特例居宅介護サービス費等の支給に係る離島その他の地域の基準第6号の規定に基づき厚生労働大臣が定める地域